

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號六第 卷二十第

行發日一月六年十正大

## 論叢

中世都市の發達

文學博士 三浦 周行

社會的法的經濟學の考察

文學博士 米田庄太郎

純理上より見たる財産重課の理由

法學博士 神戸 正雄

戰後獨逸の社會主義運動

法學博士 河田 嗣郎

## 時論

増俸の研究

法學博士 小川郷太郎

## 說苑

我國農產物生産調査に就いて

法學博士 高岡 熊雄

舊岩國藩の製紙原料保護政策

經濟學士 吉川 元光

所得と勞賃

經濟學士 堀 經夫

## 雜錄

史的唯物論略解

法學博士 河上 肇

Zimmermannの政治測量

法學博士 財部 靜治

勞働組合主義變轉の傾向

法學博士 河田 嗣郎

附錄 . . . 本誌第十二卷總目錄

# 舊岩國藩の製紙原料保護政策 (二)

吉 川 元 光

## 第三節 原料供給政策

原料供給の利便が、産業發達上極めて重要な關係を有することは、今日の如き經濟狀態の進歩したる時代にありても、尙看過すべからざる處なるが、殊に交通機關の備はらず、諸侯各權力を擁し各藩利害を異にせる封建時代にありては、以上の關係の更に重要なりしは絮説の要なかるべし。岩國藩の紙の專賣事業に就て見るも、其成否は全く原料政策の當否如何に存し、殊に原料の供給は斯業の消長に至大の關係を有したりしを以て、此に對する藩當局の苦心は想像の外にありしものゝ如く、種々の方法を設けて、原料の供給調和を圓滑ならしむるの方法を執れり。今此に關し藩の採用せし方策は、之を「私人相互間に於ける賣買取引に關する」ものと「藩の手による原料の買上並其供給に關する」ものとの二様の方面より考察せらるべく、以下項を分ちて其概要を述ぶべし。

### 第一 私人相互間に於ける楮の賣買に對する制限

楮の取引に關しては、一般に賣買の自由を認めず。即ち藩當局は楮の生産者より紙漉人に對する直取引に限り之を許し、一般の自由取引殊に仲買行爲は全く之を禁じ、且つ右紙漉人に對する取

引と雖も、當局監督の下に行はしめ、種々の方法を設けて之を取締れり。(註、三二)

(註、三三) 例へば寛文九年在々楮賣方紙御仕法の儀に付て被仰渡候御箇條の内に左の條項あり

「在々楮賣方如去年相心得紙遞の外賣方不仕候事」(前出、證記抜萃二二三)

又元祿十年八月紙の儀に付て御書付の内に左の條項あり

「楮申買一切停止の事」(前出、證記抜萃二二三)

又享保六年十二月楮の儀に付て代方へ御書付の(其一部は既に引く)内に左の條項あり

「立楮、學楮申買いたし商賣仕候者有之様に相聞候、自今以後紙遞の外一切商賣不仕様に手堅可被申付候事。附立楮、學楮共に紙遞手の外楮持の者共賣方不相成時は其段紙藏へ訴候者其仕配可申付候事」(前出、證記抜萃二四)

藩は此等取締の必要より毎年楮の收穫前、領内楮畑を有するものをして、其年度の楮産額見込高を調査せしめ、紙漉人よりは右楮見積高に紙の製産見込高を併記し、其所屬五人組毎に一纏となし、毎組年寄分の奥書を添へ、提出せしめたるが、該書類は之を地下役人の手元に置き、楮賣買の當否、原料移動の状態並に製紙産額と原料所要額との關係等を調査せしめたり。

(註、三三) 例へば元祿九年九月六下代へ被仰渡候御書附並横書の内には左の條項あり

「覺

一、ほのけ楮 何把何歩

二、同 何程

合楮何拾把何歩定

但一把五尺五寸廻にして幾釜

但をこそ何賣目年内請の紙何丸、春請の紙何丸

右何村の何左衛門抱分

右之通紙漉申銘々付出之事

一、楮何把何歩

但一把五尺五寸廻にして幾釜

但をこそにして何貫目

右は紙漉不申候もの抱の畑見分付付可有之事

右の通當月中に銘々付可被仰付候事

子ノ九月十一日(前出、證記拔萃二二三)

又元祿十二年八月楮の儀に付て代官中へ被仰送候書附勿論紙横目へも申聞せ候書付の内に左の條項あり

「地下には銘々持分の楮把數を附け記置、追て紙請仕候節、手楮何程實楮何程と仕出候節引合候事(前出、證記拔萃二二三)

楮の取引の行はるゝに當りては、當局は賣主をして楮「賣上狀」を作りて、其賣渡數量并價格、并に買受人の名を記し、買主裏書の上之を届出でしめたるが、若し取引關係者の兩村に跨る場合に於ては、賣主は其所屬の地下役所に其數量、價格并に買主の氏名を届出で、役所の裏書を請けて、之を買主所屬の地下役所に提出するを要し、同時に買主は亦其所屬地下役所に同様の事情を届出で、役所の裏書を請けたる上、之を賣主所屬の地下役所に提出するを要せり。斯くて、地下役所は右賣買の届出に就き、其手中に存する各種の記録に基きて、其當否を檢査し、正當なる取引に對しては「手形」を交付したるが、該手形は楮の運搬には必ず之を添付すべきものとせられたり。此の如く地方に於ける楮の取引状態は、一々明確に取調べられ、此に關する取締は遺憾なく、勵行せられたるが、以上取引關係者より提出したる書面は、年々の楮製産高取調書類と共に、製

紙完了期に至り紙横目方の手を經て、當局の手中に廻付せられ、當局は更に之を精査し、原料の消費高と生産額の關係等に、不審の事實を發見したる時は、飽くまでも其原因を弊察調査せしめたり(註三四)。右紙横目方と稱するは、製紙地方の状況を視察する藩の檢察吏にして、各村内に於ける取締は地下役所即ち庄屋刀禰主としてこれに當り、紙横目は地方全般に亘り視察監視し、其狀況を一々紙方當路に報告するの任を負へり。而して楮の賣買に際し、其取引の兩村に跨る場合は、紙横目より其事實を證する手形を交付することもありしが如く、此場合に於ては、右手形は之を「勘過手形」と稱したり。(註、三五)

(註、三四) 永祿十年八月紙の儀に就て御書付の内(其一部は既に前に引)に左の條項あり

「御領内楮、苧楮共賣方仕候時は、楮何程、代銀何程にして何村の何右衛門へ賣申候通、賣手より賣上狀に其所の庄屋裏書調、買申す村の庄屋へ當候て遣候事。但此證文取揃置本紙仕切の上庄屋より紙横目へ差出候事。付買申ものも楮何程代銀何程にして、何者賣方仕候通書出、其處の庄屋裏書取候て、楮賣申候村の庄屋へ指出候事。但此證文取揃置本紙仕切の上、庄屋より紙横目方へ指出候事。付一村賣買相濟候は、銀目員數書付、何右衛門へ賣申通書出仕り、買手程判調へ、其處の庄屋へ渡置候事。但此證文取揃置本紙仕切の上、庄屋より紙横目方へ指出候事」(前出、證記拔萃二三)

又元祿十二年十一月手楮所持の面。立楮並苧楮、楮苗賣買の儀に付て御書付の内にも左の條項あり

「覺

- 一、立楮並苧楮賣買の儀、所の庄屋刀禰共證文取替し可申事、外楮苗同前之事
- 一、千石原屋敷付畑の楮賣買の儀、關戸庄屋刀禰證文指出候事
- 一、高屋は川西村庄屋刀禰證文指出候事
- 一、錦見は錦見庄屋刀禰證文指出候事

一、今津は今津庄屋刀禰證文指出候事」(前出、證記拔萃二三)

又元祿十三年九月格の儀又は紙の儀に付て被仰渡の書付の内に左の條項あり

「立楮、亭楮賣買證文取替し並に通手形の儀去年の分に無相違候事」(前出、證記拔萃二三)

又元祿十二年八月格の儀に付て代官中へ被仰達候書附勿論紙積目へも申聞せ候書付の内に左の條項あり

「一、地下には銘々持分の楮把數を附け置追て紙請仕候節 手楮何程、買楮何程と仕出候節引合候事

一、買楮仕候節右の把にせり帳、引合賣、買の手形、庄屋所より出候事」(前出、證記拔萃二三)

(註、三五) 例へば元徳元年十月格の儀に付て下代方へ書付の内に左の條項あり

「紙漉不申村々には他村へへき亭、亭楮にて賣方仕候、尤紙漉不申候村々にも楮賣買(買)の字を軽く見るべし有之事候へ共  
兩様共紙積目方勤過手形にて其沙汰仕候事 後略」(前出、證記拔萃二四)

以上の如く藩は原料の自由賣買を許さず、其取引には種々の制限を加へたるが、就中其取締を嚴にせるは、國境外への拔賣にして、時々令を發してこれを取締り、これに違犯するものあるときは、重料に處し其罪を糺せり。されば日常楮の運送には必ず地下役所若くは紙積目方より交付したる手形を添付するを要し、右手形なしの楮を持歩くものある時は、何人とも該楮を沒收して、即時其旨を出訴すべきものとし、右出訴者に對しては其沒收したる楮を賞與し、時價を以て之を買上げたり。若し右不正の楮を沒收しながら、出訴をなさず、之を自家の使用に供したるものあるときは、違犯者と同等の刑を課せり。(註、三六)

(註、三六) 例へば享保二年九月紙の儀に付て在中口の書附の内に左の條項あり

「拔紙、拔楮穿鑿前々より手堅申付候得共、御領境今以擬に有之由候、此以後左様のもの有之に於ては、御作法の通急度申付事候條、面々念を入可申候、此段別而手堅可申付候事」(前出、證記拔萃二四)

又享保二年十一月紙楮×カシ候者抽出し候は御寔美可被仕御書付の内に左の條項あり

「一、紙、空楮共に接賣の儀前々より手堅停止の事候處に、端々猥に有之候様に相聞申候、然者向後在々友百姓又は市中小商人日常山越の者迄も、手形なしの紙、楮に見逢候は即時押留紙藏へ可申出候、左候時は爲御寔美紙は見取に掛直設有體に可遣候、空楮は相場場の直段にして紙藏置是又代銀可遣候自然留物私用に仕候通相知候は紙×カシ同罪可申付候事

付違在にて留候分紙藏へ早々附届不相成時は所の役人へ當分預置候事

一、紙、空楮抜し候者抽出候は、留物は不及申外に寔美可遣候事」(前出、證記拔萃二四)

藩は又「へき楮」(皮を剥き取りたるもの)の賣買を禁じ、「さほ楮」(生のまゝの楮)の外取引すへからざることを命じたることあり。是亦密賣防止の一策と見るべきものにして、即ち「へき楮」は搬出に易く、密賣に便なりし故なり。されば山間僻地に栽培せられたる楮にして、切出運搬に不便なるものは、特に庄屋の許可を受け「へき楮」となすを許し、然らざるものにして楮の「蒸へき」をなしたるものある時は、前段手形なしの楮運搬の場合と同じくこれを沒收し、これを携帶運送せるものも同様の處分をなせり。又右違犯者を發見したる者に對しては、前記の場合と同じく、これに褒賞を與へたり。(註、三七)

(註、三七) 例へば寛文十一年三月山田清石備門、戸津川久左備門廻在の時在中へ申渡の書付の内に左の條項あり

「へき楮賣方仕間敷の通先年被申渡處に近年みだりの由候、當秋よりは「さほ楮」の外賣方不仕候様に手堅可相心得候事」(前出、證記拔萃二二)

又元祿二年九月紙仕法御千條の内にも左の條項あり

「へき楮賣買停止の事、然共山奥なと楮買手無之時は庄屋付届、其上にてへきかうそに可仕候、此段去年も相觸候處に不繪の様に風聞有之候、萬一付届無之、むしへき仕候もの有之候は、押取可申候此段手堅可被申聞候事」(前出、證記拔萃三二)

楮苗の取引に關しても、藩は前楮皮の賣買と同一の方針により、これを取締り地下役所へ届出でしめ、其證明を必要とせり。且楮苗に付ては賣買の期間を限定し、期間外の取引は之を許さず、且其苗は先を切らず、自然の儘を取引せしめ、畑に植付けたる後先を切らしむることゝなせり。是又密賣の發見を容易ならしめんが爲めにして、若し先を切りたる苗即ち取引後一旦定植濟の楮苗を携帶するものあるときは、これを不正の賣買と認め代官所に出訴せしめ、楮苗はこれを沒收して發見者に之を與へたり(楮苗の保護獎勵の項參照)。

## 第二 藩の手による原料の蒐集と其供給

凡そ産業上の政策を立つるに當り最も必要なるは、これが根據となるべき正確なる數字を得るにあるべし。藩の紙の專賣事業に於ける、今日の如く正確せる數字の存するものなかりしと雖も、種々の方法に依りて楮の産高を調査し、以て買上并に配給の用に供し、又其取引高を精査して不正の賣買を抑止し、更に又これによりて獎勵の要度をも考量せり。而して以上の内、生産者より届出でしめたるもの、即ち自作高の届出及取引高の届出に就ては、本節第一に於て既にこれを述べたり。茲には楮の生産に對し當局自ら行へる調査につきて述へんとす。

抑々藩が楮の栽培者をして自作高并に取引高を届出でしめたるは、主として生産者取締の必要より、之を行ひたるものなるが、茲に述ぶる所の當局の側よりなせる調査は、領内に於ける楮産高豫測の目的に出でたるものにして、これを「楮把勢」と稱したり。元來領内に於ける楮の生産高は、楮畑に對する石盛の制定ありしを以て、其大體を明にすることを怠れども、此楮石なるも



のは課税徴収の目的を主とせるものにして、實際に於て楮の産額は、年の豊凶、土地の開墾等の關係より、時々増減を免れず、従て藩の原料政策は、該石盛を以て唯一の標準となすを得ず。始終調査を行ひて、産額の測定に運算なきを期するの要ありしなり。

該調査は如何なる方法に據りて行はれたるかを記さんに、領内各畑地に、就て一々生産高を取調べ、楮の所有者と其生産高を付上げ、刀禰の管轄區域毎に楮の産額を見積り、一村毎に其見積高を提出せしめたり。而して右製産高の標準は、一把を以て單位とせるが、又一釜を以てせることあり、此場合には一釜に何把の楮を入るべきか、これを孛楮となし量目に換算して何程なるやを記上せしめたり(註、三七)。右調査を行ふ吏員は、専ら地下役人をして其衝に當らしめ、楮の検査に深き經驗を有するものをこれに附し、生産者側よりは組毎に(當時生産者を組に分てり)三人を選びてこれに立會せしむることとせり。殊に右調査は専ら精密を主とせるを以て、田畑の畦畔に植付けたる楮若くは取付きたる楮と雖も、之を算入せしめ、且検査に當るもの、單なる想像を以て楮の産額を案配し、或は附落ちするが如き杜撰の擧あるべからざること、依怙負の擧あるべからざること等を誓はしめ、萬一これを犯すものある時は罪科に問ふべきを布達せり(註三八)。

(註、三七)(註、三八) 例へば元禄十二年八月楮の儀に付て代官中へ被仰達候書付勿論 横目へも申聞せ候書付(其一部は既に前に引く)の内に左の條項あり

「覺

一、當秋楮把積被仰付候事

一、所々役人に把積功者を相加畑引見分の事

一、右の者共へ依怙頭負不仕見分の通仕出可仕段代官方にて替紙調させ候事

一、地下には銘々持分の楮負敷を附け記置追て紙請仕候節手楮何程實楮何程と仕出候節引合候事

一、實積仕候節右の把にせり帳に引合賣買の手形庄屋所より出候事

一、御藏本へは一村切に把積員敷出仕の事、但一村の内に有之楮餘村のもの作候共地下の村の仕出の内に入候事

右之通來月二十日切にて御藏元へ仕出可被仰付候事

八月十一日(前出、證記拔萃二二三)

又正徳元年八月楮把せりの儀に付て下代方へ書付の内に左の條項あり

一、刀禰別に釜積り候事

一、一釜何把がけにして幸楮何貫目に積り候事

一、田島ほのけ別楮付落不仕候様に毛上有次第付取申候事、勘合を以て差曳不仕候事、付少にてもほのけ引殘仕間敷事

一、楮に「のすり」其他くせ有之楮共に附取候事

一、刀禰邊入作の田島の方は一刀禰裁判の内にして付取候事、此段別て念を入候事

一、楮下見一組より三人宛刀禰共に罷出候事

一、飯米は七合五勺宛の事

一、楮檢見相調候面々早朝より罷出晚は七つ迄野方相勘候事

右は六下代の代官方へ書付被指出之事(前出、證記拔萃二四)

此の如くにして藩は其領内に於ける楮高を測定し、楮生産の分布を明にし、以て原料の集散に關する手配を定むることを得たるものなるが、次には更に進んで、藩が原料の需用供給を調節する爲め如何なる方策を採りたるかを述べん。

抑岩國藩領域内に於ける紙の製産地が、或一地方に限られ、領内全土に亘らざりしことは、前項既にこれを述べたり。而して此等製産地に對する藩の督勵は頗る周到を極め、半紙五丸漉(註、三九)以上の楮畑を有するものは必ず紙の製造に従事すべき責務を課せられたりしを以て、此等地方に於ける農民の多くは皆紙を製造し、原料の製産者は同時に其消費者たる關係にありしもの、如し。然るに同地方にありては、藩が種々有利の方法を設け、紙の製造者を督勵したりしより、牟と共に其産額を増加し、其消費原料は非常の多量に上り、遂に此地方の供給を以てしては、到底其不足を補ふこと能はざるに至りしなり。然らば此等紙の生産地に於ける紙漉人は、如何なる方法を以て其原料を補給し得たりしや。同地附近に存する原料の買入は、紙漉人と楮の生産者との直接取引により、蒐集容易なりしならんも、遠隔地に於ける多量の原料を紙漉人が仲買人の手に依らず、直接の交渉により、これを其手中に收むることは、交通機關の不便なりし時代にありては、其努力と費用の點に於て、到底不可能のことなりしを以て、此等原料の集散は主として藩の直接手配により、遂行せられざるべからざりしものにして、此に對する藩の努力は亦頗る周到を極むるものなりき。即ち以上の事情より考ふるときは、當時原料需給の上に於ては、楮の私人取引は餘りに重要なる問題にあらずして、寧ろ藩の配給政策が最も重きをなせるものと云はざるべからざるべし。

(註 三九) 岩國領に於ては一釜の楮は三十六貫を入るゝを定めとし、これにて半紙二百帖を製造せり。半紙五丸は帖に換算し三千帖に當るを以て、これには十五擔の楮即ち生楮五百四十貫目を要したり

原料の蒐集に關し藩の執りたる方法を見るに、領内に於ける楮は、私人間に於て直接取引せらるゝものを除き、他はこれを藩の手中に買上げたものにして、若し楮を所持するものにして、賣捌の途なきものはこれを屈出でしめ、時價を以て之が買上を行ひ(註、四〇)、楮の刈入時期に於ては、堤防若くは路傍に植付けたる楮樹の如き、又藩士の庭内に培養せしめたる「三株楮」の如き、悉くこれを刈取らしめ其蒐集を圖り、此等の生楮は、岩國地方に於けるものは、官設の釜場を各所に設置して、これを蒸製せしめたる上(註、四一)、官設倉庫に收納せり。

(註、四〇) 例へば享保六年十二月楮の儀につき下代方へ御書付の内左の條項あり

「立楮、生楮共に紙漉手の外楮持の者共賣方不相成時は其段紙藏へ訴候者其仕配可申付候事」(前出、證記抜萃二四)本資料は既に前に引く

(註、四一) 例へば文政四年本紙黒保受拂算用狀(私藏、舊記録)に左の記事あり

釜場、川西ニケ處。關戸。大内追。中津。錦見。平田。

遠隔地方にある楮の蒐集は、生楮の儘之を運搬するは莫大の勞力を要したるを以て、悉く苧楮となし、各産地より岩國地方に廻送せしめたり。而して右苧楮の運送は、地勢上陸送よりは海運に依るを便としたりしを以て、遠隔地に於ける苧楮は、一旦何れも海岸樞要の地に搬出せしめ、海運に依りて之を當時藩の中樞港たりし今津(岩國を距る約一里程の地にあり)に集中し、同地に於ける官設倉庫に貯藏し、餘分の存する時は、これを岩國に於ける官設倉庫に收めたり。右今津并に岩國の官設倉庫は、楮并に紙貯藏の爲め特設したるものにして、今津に於ける倉庫は、同地が岩國川に沿ひ當時藩の御船手(海軍)の置かれたる地方にして同地方に於ける水運の中心地たり

しを以て、海路よりする原料の收納并に産紙輸出の便宜より設けられ、岩國に於ける倉庫は、山間地方に於ける原料の收納并に産紙及原料の貯藏本倉庫として使用せられたるもの、如し。此の如く苧楮の大部分は海上方面よりこれを今津倉庫に收納するの方針を執りたるが、紙生産地の状況によりては、屢直接移送を行ひしもの、如く、此場合に於ては一時に其輸送を爲さず、原料消費地の状況を考慮し、豫め運送の時期を指定し、これを行はしめしが如し。

藩は以上の方法により、領内各地に於ける百苧楮を悉く其手中に蒐集し、掛役員の手に依りて其量目を驗め、荷束を整理してこれを官設倉庫に貯藏し、紙の生産期に至り紙漉人の要求によりて、更に之を各々地に配給し(註、四二)以て原料供給の圓滑を圖りたるものにして、之等紙漉人に配付せらるる苧楮の代價は、産紙收納の際差引精算せらるるものとす。

(註、四二) 例へば寛文十二年九月紙仕方書付の内に左の條項あり

「買楮(紙漉人が買受くるの意)申付候條自分の楮漉みて候は、申出次第可相渡候間隨分情を入漉候事  
買楮當夏相渡候漉紙殘有之候は、當月中に漉出候條に可被申聞候事」(前出、證記按察二三)

## 第四節 結 論

以上叙述せる所により、舊岩國藩に於ける製紙原料保護政策の一斑を、明かにするを得たりと信ず。今重ねて其要領を摘録せんに、藩當局の採りし政策は、昔時に於ける保護干涉政策の一類型と看做すことを得べく、即ち(一)原料の生産に關しては、(イ)新畑の開發、(ロ)既成耕地の維持改良を奨励監督し、是が爲めには、或は(ハ)土地の無償拂下、或は(ニ)苗植付又は土地開墾

に關する資金の無利子貸付又は給與をなし、更に楮苗の培養については、(ホ)楮畑所有者に一定分量の楮苗を上納するの義務を負はしめ、楮苗の拂下については、(ニ)代價の無利子貸付又は無償拂下をなし、楮苗の成長を保護する爲めには、(ト)定植後に於ける苗の賣買を禁止、楮作奨勵の爲めには、或は(チ)成績良好なるものに賞を懸け、或は(リ)耕作に要する費用の低利貸付をなし、生産者の利益を保護する爲めには、或は(ヌ)公定相場を以て隨時楮の買上をなし、或は(ル)楮に對する課税を免じ、楮樹の保護の爲めには、(ヲ)楮伐採の時期を限定し、(ヰ)生皮の竊取を防止し、(カ)鹿鬼の驅除を奨勵し、更に楮の生産増加の爲めには、(ヨ)藩自ら楮の植付をなし、藩士にも其庭内に之が植付をなすことを命じ、又楮の生産に影響なからしめんが爲めには、(タ)茶の生産に對し各種の制限抑壓を加へ、又(二)原料の供給に關しては、(レ)一般に賣買の自由を認めず、之が取引に關し窮屈なる諸種の取締を爲し、(ソ)領外への輸出を嚴禁し、(ツ)殊に楮苗については之が賣買の期間を限定し、(ネ)又賣買に際しては楮又は楮苗の形式を限定し、(ナ)更に藩當局者は毎に原料生産高の調査を勵行し、且つ原料の需要供給を調節する爲めには、(エ)藩當局自ら其の買上、蒐集、運送、貯藏等を官營となしたるものにて、要するに其保護干涉の各方面に行き渡れること、略ぼ此の如し。なほ畜に製紙原料に關してのみならず、紙の製造並に輸出に就ても、略ぼ同様なる保護干涉が勵行されしものにて、此等の點についても當時の經濟事情を知るが爲め、研究に値するの事項多々あれども、右は更に他日を期し、題を改めて論述する所あるべし。